

# 世紀の大改革 ～その最前線での2年1ヶ月を経験して～

元日本弁護士連合会事務次長 伊藤茂昭

## 目次

- 1 司法改革への関わりへの契機  
～業務改革運動と久保井一匡先生との出会い～
- 2 荒れた日弁連臨時総会  
～平成12(2000)年11月1日～
- 3 次長就任の決意  
～司法改革の前線への思い～
- 4 就任直前の弁護士業務の整理  
～山本元代議士の実刑判決～
- 5 次長就任  
～超過密なスケジュール～
- 6 緊急入院  
～インシュリン注射の毎日～
- 7 人生観の転換  
～健康こそ第一～
- 8 中国旅行の中止と屋久島旅行  
～平成12年春秋会執行部の無念～
- 9 審議会意見書の具体化の第一歩  
～司法制度改革推進法の成立～
- 10 司法制度改革推進本部の発足  
～検討会と顧問会議の設置の決定～
- 11 弁護士出身の本部事務局員  
～4名のうち3名が法友会員～
- 12 検討会  
～委員の選任と議論の開始～
- 13 顧問会議  
～官邸での会議への参加～
- 14 司法制度改革推進計画  
～推進本部の計画に対応する日弁連の計画～
- 15 本林執行部の誕生  
～二人の優れたリーダーのもとで～
- 16 常在戦場  
～10個の検討会プラス1の知財～
- 17 自民党司法制度調査会  
～法案国会提出前の最後の攻防～
- 18 広報体制の強化  
～広報次長の新設～
- 19 日弁連の機構改革  
～未完の仕事～
- 20 その後と今後  
～10年後20年後を見据えて～

## 1. 司法改革への関わりへの契機 ～業務改革運動と久保井一匡先生との出会い～

日弁連には会長・副会長・理事という役職とは別の、事務総長・事務次長・嘱託という弁護士職員がいる。総長・次長は常勤・有給であり、弁護士会館16階の会長室の隣の部屋（正確には間に応接室がひとつはある）に定席を有し、日夜、日弁連の会務に従事している。私が日弁連事務次長に就任したのは、平成13（2001）年3月1日、退任したのは平成15年3月31日、在職期間は2年1ヶ月である。

私が就任した契機は、一にも二にも司法制度改革であった。私は平成9（1997）年の京都、同11（1999）年の盛岡の二つの日弁連の業務改革シンポジウムにパネリストや分科会長としてかわりながら、国民の視点から見た弁護士業務の根本的な改革は弁護士人口増なくしては不可能と確信していた。当時私は日弁連業務改革委員会の副委員長であり、そこから司法改革推進センター（後の実現本部）の委員に派遣されていたが、当時日弁連は、弁護士人口増を会の方針として打ち出せる状況には至っていなかった。

平成11（1999）年7月、内閣に司法制度改革審議会が設置され、佐藤幸治審議会長を中心に議論が開始された。司法制度改革は法曹三者だけに任せておいては実現できないという世論を背景に、13名の委員のうち法曹三者はそれぞれ一名ずつという、当初から法曹三者自身がまな板の鯉、改革の対象として審議は始まった。

平成11（1999）年秋、次年度の日弁連会長選挙に、大阪から久保井一匡先生が立候補されることになり、東京での選挙体制が準備されることになった。敬愛する我が春秋会の伊礼勇吉先生が東京選対の本部長を引き受けられ、そのもとで図らずも私が事務局長を引き受けることとなった。この選挙戦、といっても公示前のことではあるが、有力候補の一人と目されていた二弁の田宮候補予定者が倒れたという情報が舞い込んできた。その結果、選挙戦はもっぱら、対高山候補との間で行われることとなった。高山候補はもちろん司法制度改革そのものに反対する立場であった。そしてその後、日弁連の司法制度の改革運動の是非は、改革を進める執行部路線か、高山氏のグループを支持しそれに反対する立場かという対立軸が明確化することになった。

## 2. 荒れた日弁連臨時総会 ～平成12（2000）年11月1日～

平成12（2000）年4月日弁連に久保井執行部が成立した。私はその4月より春秋会の幹事長に就任した。同時に法友会の業務改革委員会の委員長も兼任する立場であった。

平成12（2000）年、前記司法制度改革審議会は、「年間3000名程度の新規法曹の確保を目指す」という中間とりまとめを行い、久保井会長は「国民各層の強い要望を受けたものとして真摯に受け止める」と表明した。久保井会長はまさにブルドーザーの如く強力に、法曹の狭量な利益や口先だけの改革ではなく、国民的な視点に立った改革を推し進める役割を自ら担い、その実践に打って出たのである。歴史的転換の時期は熟していた。久保井執行部一年目の大事業である。そのための臨時総会は11月1日と決められた。決議自体は「国民が必要とする数を、質を維持しながら確保する」という抽象的な表現であったが、経過からして、実質的な争点は年間法曹人口増3000人が是が非かをめぐる攻防であった。同年4月より久保井執行部を支えるための東京三会の有志による会合が定期的にもたれていたが、久保井選挙に事務局長として参加していた私も当然にそのメンバーであり、臨時総会を乗り切るための対策室に参加することになった。日弁連の17階に対策室が設けられ、埼玉弁護士会所属の城口副会長を責任者として、全国からの委任状集めが開始された。私は東京弁護士会に集票を依頼する立

場でありながら、同時に東京弁護士会内の会派である春秋会の幹事長として、委任状の提出を行う立場であった。春秋会のほぼ全員に架電した。はっきりと弁護士人口反対を表明される会員もいた。その中で最終的には春秋会だけで280通を超える委任状を集めることができた。反対の委任状の数がわからず、この日弁連のコペルニクスの転換が可決される見通しが立ったのは総会の数日前であった。この日弁連総会は荒れた。反対派が議長席のある壇上に駆け上がるなどして新聞にも荒れた総会として報道された。午後10時頃までのロングラン総会は幸いにして、執行部議案が賛成7437、反対3425の票差で決着が着いた。「平成12(2000)年11月1日」。日弁連の司法制度改革についての方向性を確立した記念日である。

### 3. 次長就任の決意

#### ～ 司法改革の前線への思い～

歴史的な日弁連総会が終了し、ほっとしていた頃であった。翌平成13(2001)年度の東京弁護士会会長に春秋会の伊礼先生を擁立するか否の問題で、ご本人のご意向を尊重し当年度は親和会に譲ることになり、我が春秋会としては副会長に西尾則雄候補を擁立することを決定した。そして春秋会幹事長任期も残るところ数ヶ月という段になって、日弁連次長の話が舞い込んできた。私は、前年の日弁連総会対策の頃から、司法改革の目指す方向と、日弁連執行部の方針と、自分の目指す方向が一致してきたことから日弁連久保井執行部を支えて働きたいという気持ちが高まってきていたのですぐに引き受けることとした。

司法改革の審議が進むにつれ、日弁連の会務が増大するのに備え、事務次長の1名増員である。一日も早い方がいいということで、春秋会の幹事長の任期も一ヶ月残したまま3月1日の就任を引き受けることとした。

話が変わるが、春秋会の先輩で日弁連事務次長の経験者は、土肥倫之先生、神谷咸吉郎先生、中村茂八郎先生がおられるので私は4人目ということになる。日弁連歴代事務次長会が発行した「内側から見た日弁連―歴代事務次長の記録(1)」に寄せられた中村茂八郎先生の御稿に寄ると、昭和52年神谷先生の退任に当たって、東弁から次期日弁連次長を出すにあたって有力な候補が二人もおられ、東弁の人事委員会で札入れまで行った結果、中村先生に決まったとの記述がある。指名権は会長にある人事であるにもかかわらず、過去に推薦をめぐって札入れまであったということを知り大変驚いたものである。

ともかく、平成13(2001)年2月の日弁連理事会で挨拶をし、理事会で承認された。東弁会長兼務の日弁連筆頭副会長は平山先生であり、その平山先生が、医学部の経歴を全理事に紹介し、多様な法曹が必要とされている時代において、新たな法曹養成を先取りした弁護士だと紹介して下さったのには痛く感動すると同時に、実質的には何も医学が身に付いていない自分が恥ずかしく困った記憶がある。

### 4. 就任直前の弁護士業務の整理

#### ～ 山本元代議士の実刑判決～

執務の開始は3月1日であるが、2月から現新副会長の勉強会などに出席し始めた。今にして思えばの反省であるが、任期開始までの準備期間はあまりに短かった。無理をせず4月からすればよかったと率直に後悔している。

任期開始前の2月28日は、山本謙司元衆議院議員の詐欺被告事件の判決言渡しの期日であった。議員を辞職し、起訴事実となった秘書給与全額について金利も付して返還済みであり、主任弁護人である

私は執行猶予間違いなしと判断していた。起訴事実をすべて認め、裁判所に対し期日を早期に入れるよう再三交渉し、国会議員の事件としては異例の早期結審、早期の執行猶予というのが私の書いた筋書きであった。ところが実刑判決である。新聞記者が驚きの表情で法廷から走り去る。執行猶予の判決を取得し、翌日から日弁連へと考えていた私にはかなりの衝撃であったが、本人とご家族にはもっと表現しようもない打撃であったはずである。当日は控訴状の提出、面会、再度の保釈申請に駆けめぐり、駆け込みで保釈保証金の追加納付を間に合わせ、午後7時過ぎようやく保釈された時は、一日が終わっていた。山本元代議士は、その後控訴を取り下げる。実刑に服するのである。実刑に服するという様な人だからこそ執行猶予が相当なのであるというのは、後からの繰り言であるが、彼は獄中で障害をもった受刑者の介護などを「獄窓記」として記し、それが最近テレビでもドラマ化され放映された。もちろんドラマには主任弁護士役も登場する。

さらに、このころは、広尾病院の医師法違反事件、サブリースの借地借家法32条の適用の有無を争う上告事件を抱えていた。いずれも何人かの弁護士で弁護団を組んではいたが、本来常勤を可能にするような環境にはなかったのである。しかし、他の弁護士のがんばりによって広尾病院の医師法違反事件は無罪を獲得し控訴もなく確定したことは、大きな喜びであった。こんな状況で3月1日就任の日を迎えた。

## 5. 次長就任 ～ 超過密なスケジュール～

というようなわけで3月1日から勤務開始である。当時の手帳を見ると3月1日朝8時から日弁連一民主党の朝食会、これは私が党と日弁連執行部の橋渡し役となって小堀会長・寺井事務総長の執行部時代から継続してきた定例の会合である。このときから私は橋渡し役としての司会役から、日弁連側の一員として参加することになった。この会は民主党側からはその時のである鳩山氏や、菅氏らを始め弁護士出身の議員10数名と日弁連執行部が一堂に会し、その時々の問題について意見交換を行ってきた朝食会である。その日は終了後直ちに会館に戻って正副会長会。次長はあまり発言の機会もなく一日ずっと座っている。これがまたきつい。夜は私の歓迎会。翌2日は午前7時30分自民党司法制度調査会。法曹養成問題がテーマである。そして日弁連理事会。夜藤井次長退任慰労会。3日、4日の土、日には山本譲司氏やそのほかの方とお会いした予定が入っている。次長就任の挨拶回りは5日であったが、挨拶回り前からハードなスケジュールであった。挨拶回りは、最高裁の判事、各局長、検察庁に検事総長、次長検事ほか、法務省、当時虎ノ門の森ビルにあった司法制度改革審議会事務局、警察庁等、回るのであるが、和光市にある司法研修所にも出かけた。その途中車の中で盛んにのどが渴く。我慢しきれなくて、運転手さんと同行していた日弁連総務課の職員に水が飲みたいので途中にコンビニがないかと訪ねたことを覚えている。これは後から考えれば完全に糖尿病の症状であった。

早朝の会合や、深夜にわたる事件の引き継ぎに加え、春秋会の執行部会も早朝に行っていた。個人情報関連法案についての総務省との交渉等激務が続いた。執行部は交代・引き継ぎの期間に入り、17日の土曜日も新副会長の勉強会であった。二週間の激務の間、終了後どんなに遅くとも新宿三井ビルにある事務所に立ち寄り、メールを読んで返事を書いて指示するなど終了していない業務を継続した。疲労がたまると甘い清涼飲料水が飲みたくなる。ところがこれが血糖値上昇に最悪である。その間、のどが渴くだけでなく、夜足がつるようになり、体重が落ちていた。18日夜、とうとう意を決して昔からの知り合いの虎ノ門病院の医師に電話で相談した。症状を話すと、明日すぐ病院に来いという。

## 6. 緊急入院

### ～インシュリン注射の毎日～

翌日、私は診察終了後、日弁連に出勤するつもりでいた。ところが検査をした後、医師がどこの部屋のベッドが空いているかなどと院内で電話をしている。誰の話をしているのかとっていると、「今日入院してもらいますから、これから準備して下さい。」という。

ということで私は、毎日インシュリン注射を受けながら、食事を制限され、日々の生活を管理される身体拘束の身分になった。また一定回復した段階からは食事管理のほか毎日の適度の運動を義務づけられた。

私は意を決し、虎ノ門病院で模範囚の生活を送ることを決める。関連する病気の本はかなり読んだ。短期間の急激な血糖値上昇について、医師は成人後に発症する1型糖尿病に近い特殊な症例ではないかと疑った節がある。1型糖尿病はインシュリンが出なくなるのであるが、その多くは20歳前後までに発病している。しかし、私は、1型ではないと確信していた。毎日何回か血糖値をはかり、インシュリン注射の適量を看護婦と議論することになった。低血糖の危険から自らを守り、外部からのインシュリンに依存することからの早期の回復を可能にするために、できる範囲でインシュリン注射の量を減らすために努力をしたのである。

しかし、焦りすぎてもいけない。司法改革という歴史の流れの中で自分の思いが自分の肉体から離れて空回りした結果だと言い聞かせ、逆に天が忙しすぎた生活から解放されるべき時間を与えてくれたのだと割り切ることにした。

## 7. 人生観の転換

### ～健康こそ第一～

就任前私がかつて学生運動に燃えたようなパトスをもって司法改革にぶつかろうと思っていた。何事も全力で努力するというのが私の人生観であり、私を動かしていたものであった。しかし一方、かつての未熟な思想と挫折もよみがえる。あのころはどんなに打ち砕かれても、体だけは健康で睡眠時間が少なくても平気だった。そして弁護士なってからも、体力的に無理がきく身体であることは疑ったことはなかった。しかし、この入院は私の人生観の一部の変更を迫った。身体はずでにそんなには若くはなかったのである。

三羽事務総長が差し入れしてくれた五木寛之の「大河の一滴」も心に沁みた。また私を一番安心させた先輩の高木元次長の、「会務のことなんか忘れて十分休養しなさい」という趣旨のメモであった。しばらく大事に保存していたが、だんだん健康を取り戻した今はなくしてしまった。多くの方のお見舞いの中で「次長だけでもハードなのに、それ以上に事務所に帰って何かしようとするのは無理だ。事務所は犠牲にしてあきらめなさい。」という久保井会長の一言が、私にとってこれ以上ない極めて的確なアドバイスであった。私がいなくても事務所は回る。司法改革の重要性に比べれば、私が事務所にいないことはたいしたことではないと。この達観は久保井先生のアドバイスがなくてはあり得なかった。そしてそのようなことは何とかなるのである。けだし器の大きい人はいうことが違う。事実を的確に見て解決方法を示す。普通の人、躊躇して言いにくいことをズバリ言う。みんなは「事務所が大変でしょう」とか「早くよくなって下さい」とか、言ってくれる。それはそれで気持ちがこもってありがたいしうれしい。しかし、病院にお見舞いに来て「事務所を犠牲にしなければだめだ」と言って下さったのは、久保井先生だけである。私は感服するばかりである。そして私は、とにかく頑張るだけでなく、健康第一に考え、その範囲で可能なことを頑張るというスタイルに転換する。

## 8. 中国旅行の中止と屋久島旅行 ～平成12年春秋会執行部の無念～

私は、4月いっぱい病院で過ごした。幸いに途中で個室に移動することができた。食事等贅沢を言わなければ規則正しく、心の持ちようによってはきわめて快適な生活である。ちょっとした心の隙間には、忙しい毎日よりこれは天国ではないかというような感情が忍び込んでくる。ほかの総次長に迷惑をかけたと思いながら、一名増員という就任の仕方であったことから、少しはほっとした気持ちを持ちながら無理をしないことに決め、十分な時間をいただくこととした。そんなわけで、私の日弁連での本格的な活動の開始は当初の予定より遅れて始まった。

一方3月いっぱいの幹事長任期であった春秋会の年度末総会は幹事長欠席の中で行われた。さらに4月13日から予定されていた春秋会の執行部の打ち上げの中国・北京旅行が団長不在ということで取りやめになった。執行部の皆さんには本当にご迷惑をかけてしまった。日弁連次長と法友会事務総長の任期が終わった平成16(2004)年に、初めて当時の執行部で屋久島旅行をおこなったのが、不十分ではあるが、私の罪の償いであった。屋久島旅行はずいぶん楽しい思い出で、村野さんを始め同年度の春秋会ニュースの旅行記事に詳しい。

## 9. 審議会意見書の具体化の第一歩 ～司法制度改革推進法の成立～

司法改革準備室による私が入院している期間も司法制度改革審議会は回数を重ねていた。そして平成13(2001)年6月、審議会の意見書が提出される。これが今後我々のバイブルとなる。

バイブルたるゆえんは、裁判員制度を始め、市民の司法の観点が盛り込まれた意見書であること、仮に忠実に実行するなら大改革になることである。それが意見書となったからには、今までの日弁連のスローガンとは異なって政府において実現の足がかりをつかんだことになるのである。もちろん法曹人口増について、日弁連内に賛否両論があるのは承知であるが、その部分はまさに私と同一の考えの体现であった。

意見書に基づき司法制度改革準備室が内閣に設置された。そして司法制度改革推進法案が立案される。私の本格的始動はこの頃からである。執行部が大韓法律家協会との会合でソウル出発したときも東京に居残り、準備室との連絡調整に当たっていたが、その中には日弁連の義務条項をどうするかという問題があった。もちろん会長、事務総長には連絡するが、副会長はその指示を待ってからとすることにならざるを得ない。それが地方出身のある副会長の逆鱗に触れ正副会長会で問題にされてしまった。総じて仲良く対応していたつもりではあったが、二年間の間には数回こんなトラブルも発生してしまった。

推進法が国会で成立したのが11月の初旬であった。司法制度改革に関する日弁連の責務も条文に明記された。秋は日弁連は各地方弁連の大会や人権擁護大会等、地方出張が多い。11月私は第一週末は米子で中国弁連の大会、第二週末は奈良での人権大会であった。このような状況下でも、奈良の出張先から議員と直接連絡を取り合ったり、日程途中で帰京議員会館周りを行うなどというようなこともあった。

## 10. 司法制度改革推進本部の発足 ～ 検討会と顧問会議の設置の決定～

1 1月に成立した推進法に基づき1 2月司法制度改革推進本部が設置された。本部長に小泉内閣総理大臣、本部員に森山法務大臣ほかがあたった。事務局は、法務省、最高裁のほか、財務省他の省庁からの出向によって構成されることとなった。

法案はこれらの役人によってのみ立案される可能性が高い布陣である。しかしながら今回の司法制度改革は、その立法過程に各界各層の意見を反映させるためテーマごとの検討会を設置することになった。またこれらの立法が意見書に沿っているか否かをチェックする顧問会議を発足させることにした。審議会意見書が骨抜きになることを防ぎ、また官僚主導を廃するためであるが、この両者とも日弁連が強く主張して交渉した結果得られたものである。特に顧問会議の設置に日弁連は強くこだわった。その結果検討会の議論の結果立案される法案が審議会意見書のストライクゾーンの範囲内にあるか否かを判断する機関として顧問会議が設置されることになった。

検討会の設置については、その数とテーマをめぐって、日弁連は水面下で厳しい攻防戦を展開した。裁判官制度の改革、実のある裁判員制度の実現を重視する日弁連は、裁判官制度改革と裁判員制度の二つはそれぞれ独立の検討会とすることを主張し、弁護士制度改革・裁判官制度改革・検察官制度改革をひとつくりの法曹制度検討会とする案と対立した。法曹制度改革の検討会では、弁護士制度改革から議論を開始するとのスケジュールが考えられたため、裁判所改革が不徹底なままで終わることをもっとも危惧したのである。また、裁判員制度・刑事・公的弁護すべてをひとつ検討会にする案に対しても、日弁連は最後まで抵抗した。その結果、二つの検討会に分けることは認められたものの、弁護士委員以外はすべて同一の委員というなによりやま虫色の決着に終わった。法務省の某役人の知恵である。そのあたりの最終的な決着は1 1月下旬であった。広島で行われた日弁連業務改革シンポジウムの開催中法務省高官からの携帯電話を久保井会長が会場外に出て対応することにより概要が確定した。

## 11. 弁護士出身の本部事務局員 ～ 4名のうち3名が法友会員～

司法制度改革推進法は、日弁連の責務を定めた。日弁連は、丸島・早野両審議会事務局での働きが日弁連の意見の反映に果たした役割を極めて高く評価し、推進本部の事務局に優秀な人材を送り込むことをなんとしても実現することが必要であった。そして推進本部は最終的に4名の日弁連の推薦による弁護士を任期付き公務員として迎え入れることを認めた。これは審議会事務局を手弁当でつとめた先行する丸島・早野両名の事務局員の立派な実績があったからに他ならないが、今度はれっきとした国法で定められた公務員としての給与と肩書きがついた立場となった。

推進本部へ送る弁護士出身の任期付き公務員の人選も進められた。個々の法案についてカウンターパートとなることが予想される司法改革調査室のメンバーや東京弁護士会の活動家などから候補者を推薦してもらい、これはと思う人に精力的にお願いして、まず彦坂参事官補佐が確定した。引き続き刑事分野で木下企画官、追って事務局の次長として春秋会の先輩の古口先生。4名のうち3名が法友会会員であったことも司法改革に果たした法友会の歴史を示す1 ページであった。もう一名は、一弁出身の事務次長経験者の斉藤参事官。日弁連との関係では極めて難しい立場に立つ国際化、労働検討会の難問を抱え苦渋の奮闘をすることになる。

## 12. 検討会

### ～委員の選任と議論の開始～

推進本部には、10の検討会が設置された。以下は各検討会と括弧内はその弁護士委員の氏名である。法曹養成（川端）、法曹制度（平山）、裁判員・刑事（四宮）、公的弁護（浦）、行政（水野）司法アクセス（亀井）、仲裁（吉岡）、ADR（高木）、労働（鶴飼・石崎）国際化（下條・久保利）。このほか、日弁連の推薦ではない枠からの弁護士の委員として刑事関係の二つの検討会に高井委員、ADRの検討会に廣田委員が選任された。

検討会委員の選任はその多数派の構成がどうなるかによって、大きく法案の内容が変わってくる要素をはらんでいた。特に刑事関係では、裁判官と裁判員の人数などは審議会意見書では具体的に触れられていない。市民参加重視派と、限定的な範囲に押さえようという考え方の間では激しい攻防が予想される。いくつかの論点を各検討会が抱えることが予想され、総次長室は司法改革調査室とも連絡を取りながら情報を集め、学者や有識者の委員の選任について積極的に意見を具申した。もちろん、容れられたと感じられるものもあれば全く無視されたと考えられるものもある。人事権は全く我々にはないのである。

弁護士委員の日弁連からの推薦は久保井会長の間近でつぶさに接することができた。適材適所の布陣は作られた。法友会からは、平山、吉岡の両先生が検討会の委員に就任した。

検討がもっとも早く進んだのが、法曹養成検討会。平成14（2002）年1月には第一回の検討会が開催され、以後先陣を切った議論が続き、新たなロースクールの導入の制度骨子が固まり、関連法案が同年10月からの臨時国会に提出され成立した。平成15（2003）年には、法務研究財団のほかの統一試験が行われ、翌平成16（2004）年4月には法科大学院の第一期生が各大学院に入学し、平成18（2006）年には、最初の新司法試験が実施されるまで進んでいる。

## 13. 顧問会議

### ～官邸での会議への参加～

日弁連が強い主張で設置が実現した顧問会議は、検討会の議論が一定段階まで進んだところで、首相官邸で開催された。顧問会議のメンバーは、佐藤幸治座長以下8名、佐々木東大総長、笹森連合会長、小島日経新聞論説委員ほかである。日弁連はメンバーごとに対応者を決め、論点を整理しテーマごとにご説明に向かった。私の在任中にも何回か開催された顧問会議には、日弁連出席者として認められた一名（担当副会長）の随行者として在任中はほぼ毎回出席した。顧問会議は、その後の立法過程の3年間続くのであるが、私の在任中の印象では推進本部事務局からの説明に対し、顧問からの意見は出るものの、法案の概要と経過の説明で終了してしまう。2、3ヶ月に一度の2時間の会議で、実質審議は難しく、また大量の司法改革関連法案について、見識の薄いメンバーもおられ、日弁連が設置に力を入れたわりにはその意義は達せられたかは疑問である。

顧問会議と同じ官邸で、推進本部の会議も開催された。顧問会議の審議の結果、ほぼ同一の場所で本部会議が開かれ、同一内容が推進本部の決定とされる会議が開催される。

本部長の小泉総理大臣が、改革の方向を意識して発言した内容は、私の在任中の挨拶では主要な問題は2点である。ひとつは、神奈川県自分の選挙区の地域にも弁護士が少ない。全国的に過疎地をなくし、弁護士に対するアクセスを容易にする対策が必要である。裁判は遅い。もっと早くする必要がある。この時は「思い出の事件を裁く最高裁」という川柳を披露した。法務省と推進本部の官僚がどのように関与してその日の発言の要旨を作成したのかつまびらかではないが、前者はLSCから司法

ネットと構想され、現在準備中の、日本司法支援センターにつながるものであり、もうひとつは裁判迅速化法として実現済みの法案につながったものである。ただし総理は2時間の会議にずっといるわけではない。ある予定された時間に入ってくると同時に大勢のカメラマンも入室を許可される。発言が開始すると、フラッシュの音で総理の発言が聞き取りにくいほどである。形式的に読み上げた発言が終了すると、しばらくして総理は退場する。その後再び開始が進行する。というような段取りである。

#### 14. 司法制度改革推進計画

##### ～推進本部の計画に対応する日弁連の計画～

推進本部は平成14(2002)年3月に推進計画を閣議決定した。いわば各問題点ごと、必要な法律整備へ向けた工程表である。日弁連、最高裁もこのタイムスケジュールにあわせて、弁護士会がやるべきことの計画を作成した。このすりあわせも次長と司法改革調査室のメンバーが夜遅くまでかかって行った。

#### 15. 本林執行部の誕生

##### ～二人の優れたリーダーのもとで～

平成14(2002)年4月、本林新執行部が誕生した。法友会の三羽総長に代わり、大阪から大川事務総長が就任された。我が敬愛する伊礼先生が東弁会長・日弁連筆頭副会長である。久保井会長の退任とともに、私の恩師山本忠義先生が日弁連会長時代から会長秘書を務めておられた梶さんも退職された。

本林会長の官邸への小泉首相への挨拶に、伊礼副会長、大川事務総長とともに同行した。私は極めて優れたリーダーとして本林先生を尊敬している。訴訟費用敗訴者負担問題と、隣接業種の問題について極めて的確な対応をとられた。また小泉首相に会われる時も、私は私なりに川柳を入れたペーパーを準備した。本林会長は、それを見ながらさらにいろいろと精緻に話の順序等を検討され、首相に訴える内容を準備された。どのような方に会われるにも、訴えるべき内容と最善の説得方法とを常に緻密に準備される。顧問会議のメンバーや政治家に対する会談も常に最善の説得を考えられ、それがまた相手に対して極めて的確なのである。

私は、久保井会長、本林会長というそれぞれにタイプの違う二人の優れたリーダーに仕えることができた。私の二年間の日弁連次長時代の何者にも変えて得難い経験となった。

#### 16. 常在戦場

##### ～10個の検討会プラス1の知財～

10個の検討会のすべてが動き始め、毎日が目の回るような忙しさとなった。すべての検討会に対応するバックアップ会議を設置した。また前年設置したADRセンターの組織強化や、行政検討会に対応する行政問題の委員会の新設なども順次行った。

私は時代の巡りあわせではではあるがもっとも多くの組織の立ち上げや再編などにかかわった次長ではないかと思う。そしてその組織はすべて忙しい組織であった。一ヶ月に一回各検討会が動くとしても、月10回あることになる。平均すれば、三日に一回は各検討会が行われていたことになる。一日に

二つの検討会が、午前・午後と行われたこともあった。その間に他の委員との対応準備、推進本部事務局との折衝、前日のバックアップ会議、検討会への同行など、副会長・総次長総出での対応となった。法曹養成、法曹制度、裁判員・刑事、など重い検討会で、それぞれ改革の重大な検討課題を抱え、常在戦場の様相ととなった。

検討会とは別個に知財問題は、知的財産戦略会議が開催され、司法制度に大きな関わりがありながら司法界、とりわけ日弁連の関与が薄かった。本林会長の下、日弁連は知的財産政策推進本部の設置に動き、経産省や、知財関係に関係の深い議員との交流も進めた。秋には、知財問題の一部を切り分け司法制度改革推進本部の所管とするが決まり、推進本部の中に11番目の検討会が設置されることになり、委員の選任、バックアップチームの立ち上げも行った。まさに平成14(2002)年度、15(2003)年度は、具体的設計図を仕上げる年度となった。事実翌15(2003)年1月～7月に7本、平成16(2004)年1月～6月に9本の司法改革関連の法律が成立している。

## 17. 自民党司法制度調査会 ～ 法案国会提出前の最後の攻防～

国会は国権の最高機関であり、法律の国会の議決で成立する。しかし、法案の大多数は行政機関すなわち内閣およびそのもとでの各省庁での役人によって立案される。個々の条文を起案するのはもちろん役人である。司法制度改革推進本部は、他の執行行政は所管していない。実質的には法律の作成機関である。事務局は建前的には検討会での議論の結果を条文化する。実際には各利害関係団体の調整を行いながら条文を整備、整序し、内閣法制局のチェックをクリアして成案に仕上げていく。そして国会提出前の最後の難関が自民党政務調査会、司法制度改革においては、司法制度調査会である。当時の調査会長は長らく保岡興治衆院議員である。この調査会は国会期間中の朝8時から開催される。朝食付きでかなりオープンな会議である。推進本部から法案の内容や準備状況について説明があり、それについて出席議員から質問や意見が出される。場合によっては出席している関係団体からの意見陳述の機会などがある。私も日弁連の立場や活動について、全国の公設事務所や法律相談センターの設置状況についての説明を行ったりもした。推進本部の立案した制度が日弁連の意見と異なる点がある場合の最後の攻防はもちろん、野党を含めての国会での反対運動や修正を目指した攻防である。しかしながらすでに法案が確定して国会に提出された後の修正や反対は容易ではない。自ずと、国会提出前の、推進本部での成案作成前の活動が重要となる。その一つの山場が自民党の司法制度調査会なのである。そしてこの頃重要視されてものに公明党・保守党を加えた司法問題についての与党PTがあった。公明党は幹部のほとんど全員が法曹出身者であり、日弁連の方針に理解を示してくれるケースが多かった。三党の合意を尊重するこの機関の性格に依拠して日弁連は公明党のみならず、議席が少ないが対象議員も限定される保守党にも積極的なロビー活動を展開した。簡易裁判所の事物管轄をめぐる平成14(2002)年秋から、年を越して平成15(2003)年1月に及ぶ攻防は、何回か司法制度調査会の継続審議とさせ、それぞれ議員を説得しながら、最高裁判所、法務省、司法書士会等の積極的な活動の結果最後に140万円に落ち着いた。推進本部は立案当事者であるから説明は当然であるが、法務省・裁判所の活動も結構激しく精力的であったことは印象的である。もちろん日弁連も議員に対する説得活動はこの期間を通してかなり経験を重ねた。日弁連も従来の長い説明とペーパーは議員には不評で読まれていなかったことを踏まえ、制度趣旨や立法のポイントをパワーポイントなどで一枚の図面に落とし、短時間で理解しやすい説明ができるようにする工夫が重ねられた。司法改革調査室の作成する資料などは当時日々進歩を重ねずいづんと改善されたものである。

## 18. 広報体制の強化 ～ 広報次長の新設～

私の発案で行ったことに日弁連の広報体制の強化のために広報次長制度を採用したことがある。対外広報をマスメディアを使ってやることについて、広報室長は、日弁連執行部と一体に動く常勤でなければならないという考えのもとに、広報室長を常勤化するか、それが無理であるならば、次長の一人を広報室長とすることを考えた。幸い総長、会長の了解が得られ、酒井幸次長を、広報次長とした。そして彼女と協議し、毎週の定例の記者会見を行うようにしたのである。

## 19. 日弁連の機構改革 ～ 未完の仕事～

日弁連の司法改革調査室についての私の構想は、国家レベルにわたる強力な民間シンクタンクであった。将来の法務研究財団との関係の強化や、国際的な調査研究団体に発展させることであった。私がそのようなことを考える機会を得たのは、しかしながら任期を残すところ3ヶ月となった頃であった。機構改革として行ったことは、いくつかの休眠に近い委員会やワーキングを閉じたことだけであった。いくつかのデザインは将来の課題として残された。そしていくつかは正副会長－理事会という正規の系列と組織論上どう調和していくのかという問題と、常勤弁護士弁護士が増加するというに伴う費用負担が増加するという問題の根本的問題がある。そしてすでにその問題が解決できないまま、組織の縮小のためその予算も削られている。当時の司法改革調査室の有力なメンバーも、法科大学院の教授やその他の職場へと去っている。あのころの死ぬような忙しさも日弁連16階からは消えている。今はあのころより落ち着いてじっくりと腰を据えてかかる時代に入ってきているのだろう。司法改革のデザインが作られた三年間を経て、平成17(2005)年からは立法された法律に基づいて実行段階に入っている。日本司法支援センターしかり、4年後の裁判員制度しかりである。

## 20. その後と今後 ～ 10年後20年後を見据えて～

三年間の司法制度改革の立法過程は終了し、司法制度改革推進本部は解散し、小さく改革室が残された。後は実行あるのみかということ、結構積み残しの課題がある。刑事手続きしかり。途中で終わった間のある行政訴訟しかり。私は次長退任後、平成15(2003)年4月から一年間は法友会事務総長として活動した。日弁連の活動としては総会对策室への参加、日弁連会長選挙への関与などが振り返れば大きなものであった。

そしてその間弁護士政治連盟の活動は継続して展開してきた。東京本部を立ち上げ、その幹事長としての活動などである。

今年平成17(2005)年の課題は明確である。この年私は、日弁連理事・東京弁護士会副会長として弁護士会の会務に当たる巡りあわせとなった。

残された刑事、未決の処遇問題などは、今年度の課題である。

しかし私たちは今課題に対応しながらも、司法改革が一段落し少しゆとりのできた今もう少し先を見据えていなければならないのではなからうか。

そして新たな法曹養成制度が定着し、人口増が進んだ段階で、その制度に賛成した人も反対した人も

その経緯を捨てて、もう一度その制度が十分に機能しているかどうかの検証が必須の時が来るであろう。そしてよりよい制度に変えて行くよう努力を続けるのはまた我々に課せられた永遠の課題である。新制度実施5年後、10年後、大人口増時代が定着した時、次の大きな制度改革が待っている。それは他の隣接資格を含めた再編であるかもしれないし、72条の問題のさらに大きな再編であるかもしれないし、いずれにしろ弁護士という資格をどうとらえるかという大問題であるであろう。そしてエネルギー問題や、環境問題は深刻な国際問題となり、少子高齢化は当然にいくつかの点で、今の制度の強制的改変を迫っているであろう。そして国際化も今にもまして進んでおり資格の国際的相互化・統一化も課題として発生して来るであろう。中国・韓国との交流も一層進み、我々法曹がどのような国家、どのように世界と切り結ぶかという観点から国際的な構想力が試される時代となっているだろう。我々はそういう時代に備え、自ら深い見識と歴史を見る洞察力を養うとともに、若い優秀な後進の活動化を育て、鍛えることも忘れずにおおらかに進んで行かねばならない。

平成17年5月ゴールデンウィークに